（案１）

印紙

造林事業請負契約書

１　事業名　猪之尾（立木販売・造林事業請負）一括発注事業

２　履行場所　猪之尾国有林２０９１へ林小班
別冊、図面のとおり

３　事業内容　植付作業　１．６３ｈａ
鹿ネット設置作業　５５０ｍ
（別紙、作業内訳書のとおり）

４　事業期間　平成２７年　○月○○日　から
平成２８年　３月１８日　まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり）

５　作業仕様　別冊、作業仕様書のとおり

６　請負金額　金○，○○○，○○○円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金○○，○○○円也）

７　選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選択条項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
×	部分払　（作業期間中　　回以内とする）	第３４条
×	前金払　　請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第３項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第３９条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

8　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　　量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
該当無し				

9　特約事項

別紙、特約条件のとおり。
（使用する材料は、別紙、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する）

上記の事業について、
発注者　分任支出負担行為担当官　宮崎森林管理署　都城支署長　山 部　義 臣　と
請負者　〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇　　〇〇　〇〇
は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成２７年〇月〇日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び平成２７年〇月〇日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成２７年　〇月〇〇日

発注者（甲）　住　所　宮崎県都城市立野町３６５５－１
分任支出負担行為担当官
宮崎森林管理署　都城支署長　　山 部　義 臣　印

請負者（乙）　住　所　〇〇市〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　　　　〇 〇 〇 〇　　印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】　請負者　　〇〇共同事業体
代表者　　〇〇林業株式会社
住　所　　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　　印
〇〇林業株式会社
住　所　　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　　印
〇〇林業株式会社
住　所　　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　　印

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分 （下刈年次）	区域面積 （ha）	控除面積 （ha）	契約面積 （ha）	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
植付	2091へ	普通植	0.95	0.03	0.92			ｽｷﾞｺﾝﾃﾅ苗	2，100本	
〃	2091へ	〃	0.75	0.04	0.71			〃	1，300本	（大苗）
	小計		1.70	0.07	1.63				3，400本	
鹿ネット設置	2091へ	設置	550		550			鹿ﾈｯﾄ一式	550m分	
	小計									
計			1.70	0.07	1.63			ｽｷﾞｺﾝﾃﾅ苗	3，400本	
計			550	0	550	契約締結の翌日	H28.3.18	鹿ﾈｯﾄ一式	550m分	

【留意事項】1．作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

2．使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。

3．各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

特 約 事 項 内 訳 書

記入番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積等	使用材料等			備考
					品名	品質規格	数量	
	2091へ	植付	普通植	0．92ha	スギコンテナ苗	苗長 40cm～ 、根元径 5mm上	2，100本	
	2091へ			0．71ha			1，300本	（大苗）
	2091へ	鹿ネット設置	設 置	550m	鹿ネット一式	強力繊維入り獣害防止ネット（スカート式） ・編目：50mm ・ネット仕様：引っ張り強度（縦目方向）800N以上を有する強力繊維入り下部H1.0m以上仕様タイプネットであること。（公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの。） なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。 ・ネット標準展開サイズ：H1.8×50m ・スカートネットサイズ：H0.5以上×50m ・付属資材：支柱規格FRP製φ33～35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること	550m分	

２７都支第　　　号契約の別冊

仕様書（コンテナ苗）

コンテナ苗木植付作業仕様書

１．苗木の購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、苗木保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定めるコンテナ苗木検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足及び不合格苗木については、乙の責任において優良な苗木を確保すること。

２．苗木の管理

（１）検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。

（２）苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し潅水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。

３．植付要領

（１）植付地点を中心に径７㎝、深さ１８㎝程度の植穴を掘る。

（２）苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。

（３）側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。

（４）地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根鉢を潰さない程度に足で踏み、落葉等で被覆する。

４．作業上の留意事項

（１）苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。

（２）苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

５．不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

６．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

１．獣害防止ネットの購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

２．獣害防止ネット設置要領

（１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。

（２）支柱は地形・地質を考慮し４ｍ間隔を基本に打ち込み固定すること。

（３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。

（４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。

（５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。

（６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。

（７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。

（８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。

（９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

３．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

平成２７年度　宮崎森林管理署都城支署

混合契約（植付・鹿ネット設置）請負箇所位置図

猪之尾　国有林２０９１へ　林小班

作業種	国有林	林小班	区域面積（数量）	除地	契約面積（契約数量）
植付	猪之尾	２０９１へ	1.70ha	0.07ha	1.63ha
鹿ネット設置	〃	〃	550m		550m
計					

林小班	伐区	区域面積	除地	契約面積	苗木本数（コンテナ苗）	獣害防止ネット延長
２０９１へ	①	0.95	0.03	0.92	スギ　２，１００	550m
	②	0.75	0.04	0.71	スギ（大苗）１，３００	
	③					
	④					
計		1.70	0.07	1.63	３，４００本	550m

別冊

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確

約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　住　所　宮崎県都城市立野町３６５５－１
　　　　　氏　名　分任支出負担行為担当官
　　　　　　　　　宮崎森林管理署　都城支署長　山部　義臣　　印

請負者　　住　所
　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（注）請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。